

国立大学法人東京学芸大学点検評価会議国際交流活動部会要項

平成20年4月23日

制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成16年規程第17号。以下「点検評価規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、点検評価会議国際交流活動部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 部会は、点検評価規程第3条第1号ウに掲げる諸活動等のうち、国際交流活動の自己点検評価を実施する。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 点検評価会議委員である学系選出の教育研究評議会の評議員 1名
- (2) 国際交流委員会委員 3名
- (3) 留学生センター専任教員 1名
- (4) 国際教育センター専任教員 1名
- (5) 国際課長

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、第3条第1号の委員をもって充て、副部会長は、同条第2号の委員の中から部会長が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、議長となる。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事等の出席)

第7条 理事（総務等担当）及び副学長（大学院教育等担当）は、部会に出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部国際課が処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月23日から施行する。
- 2 この要項施行後最初の第3条第3号及び第4号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。